

千葉県教育委員会会議議事録

令和3年度第6回会議（定例会）

1 期 日 令和3年9月8日（水） 開会 午前10時30分
閉会 午前11時20分

2 教育長及び出席委員
教育長 富塚 昌子
委員 井出 元
岡本 毅
貞廣 斎子
花岡 伸和
永沢 佳純

3 出席職員

教 育 次 長 山口 新二
教 育 次 長 伊藤 賢

企画管理部

企 画 管 理 部 長 長谷川 聡
企 画 管 理 部 次 長 武内 貢一
教 育 総 務 課 長 中西 健
財 務 課 長 勝 直人

教育振興部

教 育 振 興 部 長 浅尾 智康
学 校 危 機 管 理 監 日根野 達也
教 育 振 興 部 次 長 海宝 伸夫
生 涯 学 習 課 長 鈴木 真一
学 習 指 導 課 長 佐藤 晴光
特 別 支 援 教 育 課 長 青木 隆一
教 職 員 課 長 富田 浩明

企画管理部

教育政策課主幹兼教育広報室長 戸崎 将宏
財 務 課 主 査 小原 慶太
同 主査 新井 翔太

教育振興部

学習指導課主幹兼高等学校指導室長 高梨 祐介
同 指導主事 村川 幸子
特 別 支 援 教 育 課 主 幹 松田 厚
兼 教 育 課 程 指 導 室 長 中田 潤子
同 指導主事 齋藤 俊介
教職員課主幹兼県立学校人事室長 酒井 誠一
同 主幹兼小中学校人事室長 大塚 伸昭
同 管理主事 工藤 秀昭
同 主幹兼管理室長 土屋 敦
同 主席管理主事

同 管理主事 榎本 武人

事務局

企画管理部教育総務課	
主幹兼委員会室長	佐藤 祐児
同 副主幹	山口 聖剛
同 主査	伊能 昌邦
同 主査	齋藤 智史

- 4 教育長開会宣告
- 5 署名人の指名 岡本 毅 委員
- 6 令和3年度第5回教育委員会会議（定例会）議事録の承認
- 7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第23号議案から第26号議案の議案4件、第8号報告の報告議案1件、報告1と報告2の報告2件である。第24号議案は、教育委員会会議規則第13条第1項第四号「知事又は議会に対する意見の申し出等」に該当することから、第25号議案及び第26号議案は、同規則第13条第1項第一号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

- 8 進行役の指名

千葉県教育委員会会議規則第27条の2の規定に基づき、ここからの進行を井出委員に願います。

- 9 審議事項

第23号議案 令和3年度末及び令和4年度公立学校職員人事異動方針について

【教職員課長】

第23号議案令和3年度末及び令和4年度公立学校職員人事異動方針について審議していただく。人事異動の目的は、各学校が校内組織を活性化し、今日的な教育課題に積極的に取り組むとともに、県民に信頼される学校づくりや特色ある学校づくりを推進し、本県教育の一層の振興を図ることにある。

今年度の大きな変更点は、来年度から再任用校長を導入・配置することを加筆した点である。「第1 一般方針」についての変更はないが、「第2 実施要項」の項目「6 再任用職員について」の（2）に、「校長としての豊富な経験や、優れた組織マネジメント力等を有する適任者を、校長に再任用する。」という文言を加えた。

続いて、議案資料5ページを御覧いただきたい。再任用校長を導入する趣旨は、1のとおり、職員の大量退職、大量採用が続き、職員全体の若返りが進むなかで、校長としての豊富な経験や優れた組織マネジメント力等を有する適任者を、校長に再任用することにより、特色ある学校づくりを一層推進できることにある。加えて、再任用校長には、これまでの豊富な知見等を生かし、経験の浅い校長へのアドバイザー的な役割も期待している。また、再任用校長の配置校については、3のとおり、現在の勤務校の状況等を踏まえて、継続配置か異動かを判断する。配置期間については、原則として概ね3年を目安とするが、状況によっては65歳まで配置可とする。

なお、配置予定人数については、5にあるとおりである。選考については、6のとおり、

面接・小論文等を課す予定である。

今後、この人事異動方針に基づき、小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校別に人事異動実施細目を定め、適正な人事配置に努めていく。

【花岡委員】

再任用校長導入の趣旨に「組織マネジメント力等を有する適任者」とあるが、組織マネジメント力を評価する基準があるか。

【教職員課長】

校長の人事評価において、学校経営等に関する職務遂行能力を評価する項目がある。

【花岡委員】

校長の人事評価には、具体的に組織マネジメント力を評価する項目があるか。

【教職員課長】

各学校が特色ある学校づくりを推進するために、学校経営等に必要とされる職務遂行能力に基づいて、具体的な目標を設定し、評価を行っている。

【井出教育長職務代理人】

教頭候補者選考志願者が減少しているが、どのような理由が考えられるか。また、県教委としてどのような対応をしているか。

【教職員課長】

教員の年齢構成において、40代の教員が少ないことが大きな要因として考えられる。県教委としては、校長に対して、優秀な30代の職員を積極的に主任に登用することで、将来のリーダー候補の養成に努めるよう働きかけ、キャリアマネジメントに対する意識づけを行っている。

【井出教育長職務代理人】

第23号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理人】

第23号議案は、原案どおり可決する。

第8号報告 教育委員会所管に係る令和3年度9月補正予算案について

【財務課長】

教育委員会所管に係る令和3年度9月補正予算案について説明する。

本件は、令和3年度9月補正予算案を知事が議会に提出するにあたり、予算案のうち教育委員会所管に係る歳入歳出予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和3年8月30日付けで本委員会に意見が求められたが、教育委員会会議で審議いただく時間がなかったことから、千葉県教育委員会行政組織規則第6条第1項の規定により、教育長が臨時に代理し、7ページのとおり、9月1日に知事に対して、本委員会として異議ない旨、回答したことを報告するものである。

10ページの資料を御覧いただきたい。教育委員会所管に係る補正予算額は、一般会計で、16億3,302万7,000円の減額であり、補正前の額と合わせると予算額は3,690億1,140万6,000円となっている。

なお、性質別内訳、項別内訳、財源内訳については、ここに記載のとおりとなっている。次に補正予算に係る内容について説明する。11ページの資料を御覧いただきたい。

(1) 教職員人件費(給料等)は、6月時点の人員構成で所要額を精査し、17億4,142万2,000円を減額するものである。

(2) 県立学校ICT環境整備事業は、予算額11億円で、県立学校のICT教育環境の充実を図るため、生徒が使用するPC端末などを2,000台整備する。

(3) GIGAスクールサポーター配置事業は、予算額3,000万円で、市町村立小中学校等でのICTを活用した教育を推進するため、指導方法の助言や支援等を行うGIGAスクールサポーターを教育事務所等へ配置する。

(4) ちばアクアラインマラソン開催事業は、予算額5,600万円で、令和4年度に6回目の「ちばアクアラインマラソン」を開催することとし、運営方法の検討や大会開催の広報等の準備を実施する。また、令和4年度に実行委員会に交付する県負担分の費用について、債務負担行為を設定する。

(5) 旧千城台教職員住宅解体事業は、老朽化した旧千城台教職員住宅の解体工事を早期に実施するため、1億8,700万円の債務負担行為を設定する。

【岡本委員】

GIGAスクールサポーターについて、1人当たりの単価にすると300万円弱となるが、300万円では、有能なSE等のサポーターを雇えないのではないかと。

【財務課長】

本事業は3,000万円の予算があり、個人を雇うのではなく、委託業務として発注を予定している。

【岡本委員】

委託で配置する11名の勤務時間、勤務条件は、どのようなものか。

【財務課長】

配置場所としては、本庁の学習指導課、教育事務所、教育事務所分室である。勤務時間はそれぞれ異なっており、教育事務所は、週3日勤務で1日7.75時間、教育事務所分室は、勤務時間は同じで週2日勤務となる。学習指導課については、週5日勤務となる。

【岡本委員】

後で、時間単価を教えてください。

第8号報告は終了。

報告1 令和4年度使用県立高等学校教科用図書の採択について

【学習指導課】

令和4年度使用県立高等学校の教科用図書の採択について、千葉県教育委員会行政組織規則第12条第7号の規定に基づき、教育長専決により処理したので、その内容を報告する。

報告資料1ページを御覧いただきたい。県立高等学校の教科用図書の採択の仕組みについて示したものである。

県立高等学校の教科用図書については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条6項及び県立高等学校管理規則第15条により、文部科学大臣の検定を経たもの又は、文部科学省が著作の名義を有するものについて校長の選定に基づき、教育委員会が採択することとなっている。また、採択は、千葉県教育委員会行政組織規則第12条第7号の規定に基づき、教育長の専決事項となっている。

1ページ上段の図を御覧いただきたい。教科書採択の事務手続きは、5月に行っている、各学校の教務主任を対象とした説明会である「高等学校教科書選定連絡協議会」から始まる。なお、今年度は、新型コロナウイルス感染症の防止の観点から、WEBシステムにより、説明動画の配信と資料配付により徹底している。

これを受け、各高等学校では、教科書選定原案を、各教科会、教科書選定委員会、職員会議等で慎重審議し、策定された学校選定案は最終的に学校長が決裁する。その後、県立高等学校

教科書の選定及び需要数の報告書を作成し、県教育委員会に提出する。

事務局では、各学校から報告された書類をもとに、令和4年度使用教科書一覧表や教科書選定理由書などの記載内容について精査し、必要があれば、指導・助言を行ってきた。

この結果、各学校において選定した教科書は、校内における十分な審議及び調査研究を経て公正に行われたこと、それぞれの学校の教育活動を効果的に行うために適切なものであることを確認し、教育長の専決により採択した。

続いて報告資料2ページを御覧いただきたい。教科書採択に係る今年度の主な通知等を示している。文部科学省から通知された、教科書採択に係る特に留意すべき事項を域内の全ての県立高等学校に対して周知するとともに、県民から教科書採択にいかなる疑念の目も向けられることのないよう、教科書採択の公正確保の徹底に万全を期すように指導してきた。

具体的には、令和3年4月に「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」を、5月には「令和4年度使用県立高等学校等教科書の選定について（通知）」を发出し、教科書採択における公正を確保するとともに、本県の教育目標等を踏まえた教科書採択の基準を各学校に示した。

また、6月には、「令和4年度使用教科書の選定及び需要数の報告について（通知）」を发出し、選定理由書及び需要数の提出とともに、各学校で教科書の選定案を決定するまでの経緯を時系列にまとめて報告するよう指導を行った。

続いて、報告資料3ページ、4ページを御覧いただきたい。今回採択した令和4年度使用県立高等学校教科用図書の需要数総括の資料である。県立高等学校の需要数を教科・科目別にまとめた一覧である。高等学校では令和4年度から新しい学習指導要領が年次進行で実施されるため、基本的には令和4年度入学生については新学習指導要領が、2年生以上については現行の学習指導要領が適用される。表中第一部とあるのが新学習指導要領による教科書目録にあるもの、第二部とあるのは、現行の学習指導要領によるものからの採択となる。

なお、旧学習指導要領による教科書が第3部、第4部となっており、学校設定科目等にあつて、現行の学習指導要領では発行されていない場合に教科書として使用するものである。

続いて3ページを御覧いただきたい。第1部の教科書の需要数、4ページは、第2部の教科書と従前の学習指導要領に基づいた教科書の集計を示している。

なお、5ページから27ページは、各教科・科目の教科書発行者ごとの集計表となっているので、適宜御覧いただきたい。

【貞廣委員】

教員が一人の教科は、教科書の選定について教科会議等での協議ができないが、その場合は、誰が相談等に応じるのか。

【学習指導課長】

管理職が、選定について助言をするように指導をしている。

【貞廣委員】

学校間ネットワーク等、サポートできる体制があると良い。

報告1は終了。

報告2 令和4年度使用県立特別支援教科用図書の採択について

【特別支援教育課長】

報告資料28ページを御覧いただきたい。令和4年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択について、千葉県教育委員会行政組織規則第12条第7号の規定に基づき、教育長専決により処理したので、その内容を報告する。

28ページは県立特別支援学校小学部・中学部の教科用図書の採択の仕組みと関係法規について、29ページ中段からは、使用する教科書の種類を示している。特別支援学校では児童生徒の障害の状態や発達の段階に応じた特別な教育課程を編成できることから、文部科学大臣の

検定を経た教科書、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書に基づく一般図書の3種類の中から、校長が教科用図書を選定する。30ページ以降は、県立特別支援学校管理規則第14条第1項に基づく、令和4年度の県立特別支援学校小学部、中学部の採択状況についてまとめたものである。

続いて、38ページを御覧いただきたい。38ページには、県立特別支援学校高等部の教科用図書の採択の仕組みと関係法規について、39ページには採択・需要数の報告までの経緯等を示してある。特別支援学校高等部で使用する教科書には、県立特別支援学校管理規則第14条第2号に示されているとおり、文部科学大臣の検定を経たものと、文部科学省が著作の名義を有するものがある。また、15条に示されているとおり、教科書の発行されていない教科又は科目について、教科書に準じて使用する準教科書がある。

40ページ、41ページは、令和4年度使用県立特別支援学校高等部の教科書の採択状況と需要数をまとめたものである。42ページ以降は、教科書ごとに需要数を集計したものである。

事務局では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号に基づき、各学校の校長を選定した小学部・中学部及び高等部の教科用図書が、児童生徒の実態に即しているか、教育活動を効果的に行うために適正であるかなど、選定理由等の聞き取り調査を行った上で、適切であると判断し、教育長専決により採択した。

以上、令和4年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択手続きが終了したことを報告する。

報告2は終了。

<傍聴・報道 退出>

第24号議案 教育委員会の点検・評価（令和2年度事務を対象）について

【教育総務課長】

第24号議案「教育委員会の点検・評価について」説明する。この点検・評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づいて、毎年実施するもので、今回は令和2年度事務についての報告書を取りまとめた。別冊で配付している報告書（案）を御覧いただきたい。目次、前書きに続き、2ページからの第1章では点検・評価の目的と進め方について記載している。続く4ページから21ページまでの第2章では、総合教育会議、教育委員会のご発言の施策への反映、視察の様子など、教育委員の活動について記載した。22ページから35ページの第3章では、教育委員会の所管施策についてまとめた。24ページの千葉県教育全体の実施状況を示す目安として設定している「子供の姿」「学校の姿」「家庭・地域の姿 県民の姿」3つの項目に対する達成状況はいずれも8割を超え、なかでも「学校生活について概ね満足と回答した児童生徒の割合は88.5%と高い評価を得ている。26ページからは、基本目標の各施策について、それぞれの指標の達成状況に係る実施状況と今後の方向性について記載している。

続いて、36ページから39ページの第4章では、令和2年度の新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組を掲載している。40ページから44ページまでの第5章では、「外部有識者からの意見」を掲載した。8月4日に開催した点検評価委員会において、外部有識者からは、「コロナ禍での学校の現状と課題を把握するため、しっかり現場の意見を聞いてほしい。」

「教育活動だけでなく、教員の業務を含めてICTの活用を推進してほしい。」「教員の質の向上、教育力向上については、教員が教育に専念できる環境を増やすとともに、教員志願の学生の確保も考えていく必要がある。」といった意見をいただいた。内容の説明については、以上である。本日、議決いただけたら、9月15日に開会が予定されている9月定例県議会において、県議会議長宛てに報告書を提出し、議員に配付する。あわせて、報道発表を行うとともに、ホームページでも公表している。

【貞廣委員】

ホームページにも掲載しているとのことだが、令和元年度のアクセス数はどれくらいか。アクセス数の多寡というよりも、県民の皆様に見ていただけているのかが重要である。このタイプの資料としてはコンパクトにできているが、ビジュアルに配慮した概略版の作成も含め、公開・公表の仕方を考えていただければと思う。

【教育総務課長】

ホームページに掲載することで、多くの方々に御覧いただきたいと思っている。委員に御指摘いただきましたように、気軽に見られるという構成についても検討していく。ホームページのアクセス数についても昨年度分も含めて調査していく。

【井出教育長職務代理者】

第24号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理者】

第24号議案は、原案どおり可決する。

第25号議案 学校職員の懲戒処分について

第26号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

10 教育長閉会宣告

令和3年10月20日 署名人